

# 障がい児保育等認定手続き

## 1. 利用（入所）前児童の場合

※ 区)保健福祉部長より【様式 1-1】 観察保育実施依頼書が届く

各施設で作成

依頼を受けたら、観察保育（保護者と一緒に保育体験をする）を実施し、【様式 1-2-(1)】 行動観察報告書を作成する。

・【様式 1-2-(1)】 行動観察報告書

※観察期間の状況に応じて児童の姿を記入する。

以下、各区子ども家庭福祉係職員と協議・相談の上、必要な場合がある。

保護者から提出

・各種手帳のコピー（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）

◎手帳を所持していない場合

・判定書（児童相談所）若しくは、診断書（別表 2）（札幌市障がい児保育等事業にかかわる判定・療育関係機関 18 か所のもの）

・児童相談所に行く場合には、区へ判定予定日を伝え、書類が保護者以外に渡るため【様式 1-6】 同意書が必要（区は児童相談所へ【様式 1-5】 判定依頼書を提出）

提出先 各施設→（区健康・子ども課子ども家庭福祉係「区保健福祉部長又は、区保健担当部長あて」）

## 2. 在籍(既利用)児童の場合

各施設で作成

・【様式 1-3】 障がい・医療的ケア児保育等（認定・再認定）依頼書

※右上の日付は、記入日とする。

・【様式 1-4-(1)】 既利用児童の行動観察報告書

※観察期間は、最近の姿（1 か月程度）を記入することとする。

保護者から提出

・各種手帳のコピー（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）

◎手帳を所持していない場合

・判定書（児童相談所）若しくは、診断書（別表 2）（札幌市障がい児保育等事業にかかわる判定・療育関係機関 18 か所のもの）

・児童相談所に行く場合には、区へ判定予定日を伝え、書類が保護者以外に渡るため【様式 1-6】 同意書が必要（区は児童相談所へ【様式 1-5】 判定依頼書を提出）

提出先 各施設→（区健康・子ども課子ども家庭福祉係「区保健福祉部長又は、区保健担当部長あて」）

※ 対象児童が転園、認定解除、退所、教育・保育給付認定変更となった場合には、**速やかに**区健康・子ども課子ども家庭福祉係に報告すること